

発委第1号

北栄町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により、上記の議案を提出する。

令和3年3月18日提出

北栄町議会議会運営委員会

委員長 秋山 修

理由

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものである。

北栄町議会規則第 号

北栄町議会会議規則の一部を改正する規則

北栄町議会会議規則（平成 17 年北栄町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第 89 条 請願書には、邦文を用い、<u>請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）</u>を記載し、<u>請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）</u>が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第 89 条 請願書には、邦文を用い、<u>請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）</u>を記載し、<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>2 及び 3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。